昔傳拾葉

全

775
109

773
109

昔傳拾葉卷一

目録

四神相應地乃事
親王御事
五摂家名事
羽林名家の事
文武官乃事
僧中官位名事
征夷將軍補任乃事
帝皇御事
准三后乃事
清花乃事
官位名事
三家前官乃事
天文暦道乃事
武官の事

検校勾當乃事
菅家の御事
日野家堂事
六條家堂事
和氣丹家の事
妙法院桃井門跡御事
近衛殿ハッ藤氏乃事
京鎌倉百官乃事
御子孫称号付事
勸修寺家の事
諸家源氏乃事
一代称号付事
准門跡乃事

京都帝國大學圖書之印

大正二年一月吉日
中村楢雄氏贈

菅傳拾葉

四神相應乃地事

今の帝都ハ桓武天皇延暦年中に遷させ給ふ也七年安倍ようの
遊京ハ神相應乃地ニ四神とハ左青龍右白虎前朱雀後玄武
也内裏ハ南向ニ南方打時て時四面ニ成第来雀といふ
後玄武とハ小さき山を成りふ也玄武の山ニ左青龍ハ内裏の北の
方に清河流てうと云則時河なり右白虎ハ主城の右の方に
ちうとうと云郎今の千本通乃也往昔よりの乃ちく七ツの道
路を見紀と伝りうう地位ハ相應といふ事ハ乃後世
されハ桓武帝ハ内裏より遷させ給ふ乃ち遷都乃式ハ一年相
國清盛雅意ニ任せ兵庫乃福原へ都ハ遷されたれ共ハ元の所へ
帰りてなりまた今の京へうつり所ハ未代ハいまだ

[illegible]

帝皇乃御事

帝皇号ノ事御在位内ニカナフ陵ヲキツカレ并ニ崩御ノ時民ニ告ル云御位ヲ[illegible]ヘ[illegible]セ給ヒ新院ト申奉ル号定ノ[illegible]

崩御ノ時民ニ告ル云御位ヲ[illegible]ヘ[illegible]セ給ヒ新院ト申奉ル号定ノ[illegible]

三年ノ服カハ[illegible]ユヘニ未代ニ至リ号ヲ称シ玉ハス何ノ院ト名ツケ奉ルヨシ右ハ職原ノ秘抄ニアリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

二箇人[illegible]

[illegible]

天武院の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三家流家中[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

信中官位の事

信中に信心信敬佛師なりしかども
官位なりしとも法印権大僧都と云ハ位官と合せ称すと云

天文暦道の事

信濃国なり一ハ一家なり一家なり
名人天文なり故なり
諸国なり南方なり
所なり所なり
見えハ人の不及所
なり南北なり賀茂保憲名養の達人なれ
按なり
晴明なり

暦道なり
晴明なり

細川文保憲相伝なり天文道なり
なり
なり

[illegible]の種[illegible]の代より[illegible]代と[illegible]
天下政[illegible]
[illegible]
[illegible]

渋蔵と将軍家へ進ぜらるる筋の事

宣下なされ候ハ、渋蔵と将軍に成候ハ、の方様ハ兵部大輔と成候ハ、
大名方へ御使者に成候ハ、の方様ハ兵部大輔と成候ハ、
将軍　宣下なされ候ハ、渋蔵ハ武蔵守と成候ハ、
の事ハ、武蔵守ハ、将軍に成候ハ、
大名方へ御書を以御命ぜられ候ハ、
渋蔵ハ、将軍に成候ハ、
より御書渋蔵ハ天子補佐の任職なり
渋蔵と成候ハ、
渋蔵ハ、将軍に成候ハ、
渋蔵ハ、将軍に成候ハ、

武家官位の事

[illegible]

近代御外様諸侯
別格異級言
例有之

[illegible]

熊野本宮新宮那智三山
検校聖護院
御門跡代々故
兼好法師記
所見建業福市語平家六
然則書検校
者説欤

検校勾当乃事

一、検校勾当乃事、信濃国ノ住人、高野山宗徒ノ検校、
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

男と日記中に云資朝と云ふ人と行きとて云ふ花付られ
人参て云行り資朝は作法なしく法華堂を阿新殿とて行られ
とて云孫給ふ人 [illegible] 頼資卿は花人法人なり
大乱起て [illegible] 武士に [illegible] 月表
なり資朝と云の作者なり [illegible] 同じ [illegible] 御
なく [illegible] 御 [illegible] 成御 [illegible] 資朝の [illegible] 利て [illegible]
文と云を作られ [illegible] 蛭 [illegible] 生 [illegible] 流物こ
男中興 [illegible] 新弁慶入 [illegible] 奥 [illegible] 者と [illegible]
なく資朝人 [illegible] 此年 [illegible] 信
当府の [illegible] 文 [illegible] 頃 [illegible]
るとて [illegible] 東八 [illegible] 柳 [illegible] 御本と
[illegible]

久 [illegible] 中 [illegible] 御 [illegible] 東 [illegible] 伊 [illegible] 当
[illegible] 大 [illegible] 人 [illegible] 山 [illegible] 御 [illegible] 東 [illegible] 当
[illegible] 将軍 [illegible] 山一族 [illegible] 家 [illegible]
元一家の [illegible] 東 [illegible] 人 [illegible]

御 [illegible] 年 [illegible] 事

御 [illegible] 年 [illegible] 祝 [illegible] 合人 [illegible] 東門 [illegible] 宮 [illegible]
[illegible] 御 [illegible] 東門 [illegible] 子息 [illegible] 御 [illegible]
[illegible] 東 [illegible] 山 [illegible] 威 [illegible] 山人 [illegible]
[illegible] 東 [illegible] 御 [illegible] 山一 [illegible] 東 [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 東 [illegible] 人 [illegible] 山 [illegible] 地下 [illegible]
[illegible] 御 [illegible] 山一 [illegible] 御 [illegible]
[illegible] 人 [illegible] 事 [illegible]

○良門 内舎人正六位上 贈大炊寮正三位

高藤 内大臣 正三位

定文 従四位下 左馬頭

定歌 内舎人

定國 大納言従二位

定方 従二位東宮傅 贈従一位号三條右大臣

胤子 醍醐帝女御 宇多帝女御 贈皇后

六條源氏の事

六條源氏は村上源氏の一流也 嵯峨天皇の御子 人康親王 源朝臣を賜ひ 人康親王の子 是忠親王 源朝臣を賜ひ 是忠親王の子 右大臣定国 肥后の守を御ひきかへ有通の賜姓あり 後一條院の御宇 俊賢大臣 いまだ殿上の侍臣にて 中納言に成 元服 蔵人頭 左大弁 参議 中将 権大納言 内大臣 左大臣 従一位 太政大臣 准三宮 出家 法名 行覚 号 六條殿 寛治八年 六十七歳 薨 その子 俊房 俊房の子 顕房 顕房の子 雅実 雅実の子 雅定 雅定の子 実房 実房の子 通親 通親の子 通具 通具の子 雅具 雅具の子 雅忠 雅忠の子 雅行 雅行の子 雅俊 雅俊の子 雅縁 雅縁の子 雅宗 雅宗の子 雅親 雅親の子 雅有 雅有の子 雅藤 雅藤の子 雅宣 雅宣の子 雅業 雅業

義按施業院
者和氣丹家
二家兼職也
不可限和氣
一家也乎

[illegible]人より和歌鶴と云家を分たれ[illegible]
俗称をもって世に称ハ信濃[illegible]
[illegible]の家ハ山家[illegible]
[illegible]
[illegible]

如法院桜井門跡作事

如法院門跡の御所今出川殿御造営成る〜〜
離宮と称し作り〜り法親王勅願の所
乃其一也の後桜町帝の御大嘗会日〜ハかゝれ給きゆゑ
御軍ゆゑ〜〜分捕りとり諸家姫君大奥座敷〜今考ル
桜井法親王御住居中にこの事申しまゐらせ

淀門跡の事

一向門徒乃本寺成淀つゝ京一人皇百代後桜帝門跡所望
初てとり立御使天下ゆゑ将軍ハ冥加ハ冥加
御中法親王ハ世ゆゑ法ゆゑ七ヶ所〜〜ゆゑ
御〜〜の上知と成給ふ公家乃所望して仁義礼法
ゆゑ理とてゆゑ乃仁義礼智乃人ゆゑ力法ゆゑ威

ゆゑの為世界にかゝりゆゑ法ゆゑ費りしも恐
七の徳ゆゑ制御領地とし〜〜武威を押ゆゑ世界へ禁ゆゑ
〜〜ゆゑ山科長袋乃住寺乃住職ハ世界乃ゆゑ
威ゆゑ〜〜淀門跡 京下御所ゆゑ威光
御ゆゑ法院宮ゆゑ御所御所ゆゑ威光
天皇ゆゑ〜〜御所 御所乃門跡ゆゑ

近衛殿八の義乃事

世ゆゑ近衛殿ゆゑ八の御ゆゑ法ゆゑ八人御所御進家内家近家
如家新家 遠家武家 安家 今ゆゑ
より知ゆゑ

右上巻
天保十三年冬至日書写之　中村萬喜直衛

背傳拾葉巻三

目録

和漢王道乃事
重陽宴事
年號次元乃事
元号年號乃事
堂上元服事
青侍雜談事
大臣へ板鼎狀乃事
官錢乃事
扶桑畧記事
源氏物語之事
朝臣宿祢乃事
國乃名乃事
奥州任官乃事
女中次第事

祇園社乃事
御厨所乃事
古今屋造事
獻奏乃宮乃事
悪字付事
甲子辛酉乃事

清涼殿孫庇之事
勅使門乃事
花鳥乃事
行字乃事
一客名字乃事
起請文由来乃事

昔傳拾葉

和漢王道乃事

そもそも王道とは人倫を正しくし天下を
治めうる人なり是を帝王と成なひとり
他人まさるを天子と云り云ふを人と文王
てを諸侯の事今の世にそなへ人代
和漢世祖唐太祖宋帝乃類世にしてこれをさかしめ
乃類世を文那といひ也とかの事なり代々王
位乃名なく時代乃名付なり武王殷周をいひ
ひ秦と号し又西漢東漢を名付け唐宋元を乃類いま
うを前世乃代を帝と号ふ乃類いま
世小王乃定分し武家なてこそ百姓と成乃ものを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]知と称[illegible]
[illegible]
[illegible]人と考へられ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

重陽宴乃事

重陽の宴とハ九月九日の祝乃事ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

年号とハ四海のうちまでかつて共に用ひられたる年号と
いふべきものなれハ天子位をさりたまへる年号とも
称せられ代々の帝王連綿としてハ出海元
中ハ無そなれ先蔵人の初たる蔵人を作る年
号とそうひて蔵人ハ
ハ蔵人そ一人ハ摂関大臣家ひて蔵人ひて
家初めの動ハ
へハ摂関流といふ年号を新しく人ハ文選とし
家を代家の年号を
ハりて沖縄をハ
うへ
りの沖縄をハ

ハりて蔵人ハ
国ハ世年号とハ
新しき年号
蔵人ハ
蔵人ハ
年号
ハ
ハ
ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元慶年號の事

近江元慶と云事ハ清和の御世の事なり[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の御家名を高めいとなげ申事有り難く存じ奉り候
但二部有一部代々公方様の御家人と一家に成り候て相理後の
御家を除きてうの御へ出たるさみたるを代々世々
数の方家にて方々ふたきりしきりいひ伝へてう

青侍雑法乃事

此法を清原氏の公家に仕へ青侍をつとめし
ことを申し其家の御家の人々党乃ときあり中
頃に成りて此御家の人々も智有る者の嚴法にて
ありしを代々に成りて二部代々に成りて
御家を除きて公方様の御家人と相なりそうかき礼儀を相大事とさし
又人名乃名字を大頭乃方へどうかんをうかんを接拍
紙と書人名を内裏へ武家へ相なりたるの

武家如補執柄家々司職事列家侍之輩或最者也

中大頭と申乃人々は蔵乃方に相なりたるの
公乃人々にて市原なりしく公蔵の内に元花一流の又相家作乃
の二部代々は蔵乃ときと平一流なりしく豊このわうの
方相家乃ときと組蔵家の人々と流れ蔵
舎人まき青侍といひ元部の流の
ちまき青女房といひ元部の流の別い
元家にて代々は蔵来に家作事とかりて代々
なりしかくさて二流に別れ代々の家
流第一代代乃流なり皆と流れ乃風
ちの代代乃流なりみこと元部の人々
相なりあるの又すべくの風流法は古世にて新く
なりとなりし代乃風なりは世にいへり

[illegible]の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

芝軍艦乃左之之晴術巧妙乃法ニしたがへて百姿の為ニ
かゝるこゝハ記しつゝして国ゝ事記一和朝の
ものと為へ左ハ人かゝ殊ハ我乃年来思ふこの世界と志乃人
もせまれ毛いうんとなれ仏法と書中乃仏教と
以ハ六千ヶ年ゝ前乃仏教ハ元仏建武ゝ
仏来強礼初と為ゝ乃ゝ解中後京門院應仁後文明乃ゝ礼ハ
波濤ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ東西我こて入ゝ三郡法ハ十万法ゝ
乃ゝ以軍平ゝ乃ゝ放ゝ神社仏閣と為ゝ
義仙洞ゝ乃ゝ小動祈ゝ為ゝ仏法と揺ゝ
御国清記乃ゝ行園林房ゝ乃ゝ仏法と揺ゝ
時の武家と乃ゝ動の法と為ゝ乃ゝ法ハ為ゝ
家乃ゝ乃ゝ以紙ゝ礼ハ神宮王孫の山ゝ乃ゝ法ゝ乃ゝ

礼災ゝ為ゝ乃ゝ乃ゝ礼ハ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
家滅ゝ乃ゝ乃ゝ礼ハ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
文中武ハ一国三ヶ乃ゝ国と乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
上乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

芝按割河内國和泉大島三郎為和泉國

ゝ一国ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家人伊賀伊勢加賀越後の輩ハ
て世をり今の如くハ法師大師ありてハ世俗を百姓書し
いハ代法師ものもの[illegible]と云ハ中も大方の
風を蓋當人かの[illegible]真偽の[illegible]

奥州征伐の事

陸奥ちく征ちの事ハ記を摘ちく常の武家ちく[illegible]
[illegible]ハ情常奥州東夷の軍功ようて陸奥ちく[illegible]
[illegible]陸奥ハ[illegible]代
この[illegible]て代[illegible]
[illegible]
しハ南方ハ相模ハ対軍ハ[illegible]
[illegible]

奥州の子細ハ[illegible]この所国の[illegible]山城ハ和の[illegible]
[illegible]中下の国[illegible]
[illegible]ハ大
[illegible]

如中宿家の事

因幡国の深[illegible]先ハ上蔵と云ハ[illegible]上蔵と中ハ清
[illegible]林[illegible]の婦也小上蔵中蔵いハ[illegible]の如
[illegible]ハ[illegible]
へハ上蔵[illegible]
[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

後人のおろかなるまねてまいらせし人数一百代後の御願寺乃御願崇賢門
院と申奉りしハ八幡祇園清水乃姫宮御乃紙屋橋大神宮等他
乃霊安置して御光明院へ参詣ありし所乃名称ハ中
頃ハ中絶ありしを乃代ハ代乃ありてをこり乃
乃かりの事なれハ一ヶ所乃宮乃ことし惟方ヶ所乃ことく
祇園社乃事
或祇園乃人々ありて云ふ社乃ことく乃ことく祇
園乃社ハ高倉乃ありて厩乃ありて大乃ことく乃ことく祇
園乃社ハ高倉乃ありて厩乃ありて山本乃山坂乃ことく乃ことく
右に云ふ祇園宮乃御所乃ことく乃ことく乃ことく
乃地乃ことく乃ありて乃ありて乃ありて乃ありて乃ありて

御厨子所の事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

流とはいへども今はたゞ平氏の家にとゞまりて源氏の家にはなし

花鳥乃事

伊勢物語に宣旨を受て初て乃ものゝ乃ぶ花鳥とあり春は梅を花とも花ともよひ夏は橘をもとめて乃ぶ乃鳥とも乃ぶ

献茶家乃事

初て茶乃家の献乃ゝ一ハ楊貴妃ゝ玄宗乃ゝ

中比ハ二家歌ハ歌ト言ヘ歌ハ詩ト手ハ書ハ能ハ詩ハ詩ト手ハ書ハ能ハ

忠ノ字ノ事

世ノ人名ノ忠ノ字ノ事

敏平ハ伯父義貞ト対スルハ忠也

忠也ト雖モ義貞ハ伯父ノ大臣ト云ヘ共伯父ト云ヘ共忠也

伯父ト云ヘ共忠也ト云ヘ共忠也

旬領ノ人ノ名ノ事

芝梅ハ還元之人或ハ忠ノ字ノ事

宇治左府被忠宗者歟ト云ヘ共是自然之道理也

詞変歟

舎兄忠通

矢集長者遵命歟ト云ヘ共恭孫之心

及保元元年奉忠新院乱世者是大忠也

豈不被忠宗乎

名字ノ事ハ人ノ名ノ事ハ世ノ人ノ名ノ事ハ

ノ字ノ事ハ流ノ字ノ事ハ

ノ字ノ事ハ流ノ字ノ事ハ

清ノ字ノ事ハ

忠ノ字ノ事ハ

一字名ノ事

[illegible]

甲子辛酉の年

甲子辛酉は六十一年ゆゑ黄帝の年代極まり革命の年とて[illegible]大なる変革の年なり[illegible]

[illegible]

出でたるとこの辛酉の年なり

記清文中末の年

抑記清文といふ書は[illegible]に醍醐天皇延喜の年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乃ち清氏族の礼とさるべし清とは[illegible]

[illegible]

聖代記清文なる[illegible]

乃行村を探湯のふ水を取らせ給ひ
たる一日の外記の勘申乃文宣とうけ申とよめると報清乃家記
引よりてうをとをを引申しいかゝ成元来ゝ所る人
の外記乃申たる大報清ハ外記乃ハ
出成ハ行ゝとやを申ゝ清と引ハ
申人と云ゝ出をゝ乃ゝ成ゝ所ゝ行ゝ
行ゝてハまゝ所ゝ行ゝ外記ゝ出ゝ
やゝ先年ゝ乃ゝ中ゝ外ゝ人の実成申ゝ
て象のかゝ乃ゝ中ゝ報ゝ
行ゝを宣ゝやゝ乃ゝ行ゝ
外ゝ外記一位報とゝ
ゝ所の道理とゝ

乃ゝ中ゝ所ゝ行ゝ申ハ必ゝ
とゝ引ゝまゝ行ゝ
外ゝ申ゝて人ゝ出成ゝ
ゝ乃ゝ所ゝ
外ゝ

古木六

太沙書ハ寛永年中宋使来朝一見をしこの旅
亭乃方に流布するを乃古き物ゆえ写しまた
出版仕りたく願ひこれ以の年月ゆゑ
ふとくいつの頃か紙ハ反葉乃所々
ゆゑかゝりしを此度乃校訂を考へらるゝ仕
唯完のまゝ紙捻ひ和ゝ或ハ
ものゝ曰く和ゝ所々へ

沙青傳拾葉ハ[illegible]て[illegible]
初学人乃[illegible]
仕紙これ紙とも[illegible]
和漢[illegible]
雑法と七八部とのそ[illegible]
八木の基にこれ紙[illegible]

宝永六年中装上旬

壷安記之

[illegible]

中村萬長直道